

入会費用（年会費等）について

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

1. 入会金：16万円

今なら期間限定で【入会金減額キャンペーン】を実施中。

~~16万円~~→3万円に減額。

(キャンペーン期間：4月～12月末まで
万一退会される場合においても、入会金は返金できません。)

\\ さらに //

<入会金無料キャンペーンを実施中>

(1) 預かり金保証制度セット入会キャンペーン

入会とセットで日管協預り金保証制度へ加入する場合、入会金が全額無料。
預り金保証制度加入には審査がございます。詳細はこちら→



(2) カムバックキャンペーン

日管協を退会した企業が再入会する場合、入会金が全額無料。

2. 本部年会費 ※以下、管理受託戸数はサブリースを含みます。

○正会員 (法律の規定に基づき登録済みの賃貸住宅管理業者、又は特定転貸事業者 (登録予定も含む))

区分要件	年費用
以下 (1) から (4) のいずれかに該当する会員 (1) 営業所又は事務所数 10 箇所以上 賃貸住宅管理法 (以下、法律という) に基づき、業務管理者の設置を伴う施設としての実体を有するもの。特定転貸事業者 (賃貸住宅管理業者である場合を除く) においては、継続的に事業の拠点となる施設として実体を有するもの。 (2) 管理受託戸数が 1 万戸以上 管理受託戸数とは、法律第 2 条第 2 項第 1 号に基づき、維持保全を行う賃貸住宅管理業務の受託戸数をいう。特定転貸事業者 (賃貸住宅管理業者である場合を除く) においては、当該事業に係る戸数をいう。 (3) 従業者数 100 名以上 従業者数とは、法律に基づき、賃貸住宅管理業に従事する従業者数 (パートや契約社員等の非正規社員を含む。以下同じ。) をいう。特定転貸事業者 (賃貸住宅管理業者である場合を除く) においては、当該事業に係る従業者数をいう。 (4) 集金額月額平均 5 億円以上 集金額とは、管理する賃貸住宅の月額集金額の合計。委託管理の場合は、家賃や共益費等、オーナーに代わって入居者から受領する金銭の月額合計の平均額をいう。	18 万円
管理受託戸数 500 戸以上 10,000 戸未満の会員	12 万円
管理受託戸数 500 戸未満の会員	6 万円

\\ さらに //

＜登録事業者応援キャンペーンを実施中＞

管理戸数 200 戸未満の賃貸住宅管理業者で、法律に基づく登録制度に登録済み又は登録予定の場合、入会から 3 年間に限り本部年会費を 3 万円でご案内。

○特別会員（正会員以外）

区分要件	年費用
資本金 1 億円以上	18 万円
資本金 1 億円未満	12 万円

3. ブロック年会費 ※本店所在地の地域を所管するブロック（支部）に所属となります。

ブロック	都道府県（支部）	年費用
北海道	北海道	無料
東北	岩手、宮城、福島	無料
	青森、秋田	12,000 円
	山形	60,000 円
北関東	新潟、栃木、群馬、埼玉	20,000 円 ※10～3 月の入会時は、一律 10,000 円
東関東	茨城、千葉	無料
東京	東京	36,000 円
神奈川	神奈川	60,000 円 ※管理戸数 500 戸未満の正会員は 30,000 円
甲信	長野	10,000 円
	山梨	無料
東海	愛知、岐阜、静岡、三重	無料
北陸	富山、石川、福井	無料
近畿	京都	24,000 円 ※本社所在地が京都府以外の場合 36,000 円
	滋賀	24,000 円
	大阪、兵庫、和歌山、奈良	30,000 円
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	30,000 円
四国	香川、愛媛、徳島、高知	無料 ※本社所在地が四国以外の場合 30,000 円
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分 宮崎、鹿児島	無料 ※本社所在地が九州以外の場合 120,000 円
沖縄	沖縄	無料

- ◆入会承認手続き完了後、請求書を発行して送付します。
- ◆任意で加入できる協議会等の協会内組織は、ホームページからご確認いただけます。
- ◆入会をご希望の方は以下「入会申込WEBフォーム」よりお申し込み下さい。

→<https://jpm.jp/register/>



以上